

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学監査室規程

平成28年3月25日
規程第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）に置く監査室に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本学に、次条に定める業務を行うため、学長の下に監査室を置く。

(業務)

第3条 監査室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 内部監査に関すること。
- (2) 監事及び会計監査人の監査業務の支援に関すること。
- (3) 会計検査院との連絡調整に関すること。
- (4) 所掌事務に係る調査及び報告に関すること。
- (5) その他監査に関すること。

(組織)

第4条 監査室は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 室長
- (2) 室長補佐
- (3) 室員

(室長)

第5条 室長は、学長が指名した職員をもって充てる。

2 室長は、監査室の業務を統括する。

(室長補佐)

第6条 室長補佐は、一般職員をもって充てる。

2 室長補佐は、室長を補佐する。

(室員)

第7条 室員は、一般職員をもって充てる。

2 室員は、室長の指示に従い、監査室の業務に従事する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、監査室に関し必要な事項は、別に定め

る。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。